

## 大和市条例第14号

### 大和市市税条例の一部を改正する条例

第1条 大和市市税条例(平成2年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第10項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 法附則第15条第47項 零

附則第10項第12号中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

附則第11項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

第2条 大和市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10項第9号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に、同項第10号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に、同項第11号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第1条第12号に規定する生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から施行する。ただし、第1条の規定(大和市市税条例附則第10項中第10号の次に1号を加える改正規定を除く。)は公布の日から、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条による改正後の大和市市税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法(昭和25年法律

第226号) 附則第15条第2項第3号及び第7号に規定する施設及び設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。